



千葉労働局発表
平成20年11月20日

職業安定部職業対策課
課長 加藤 重
課長補佐 熱田 家喜
障害者雇用担当官 安達 伸二
電話 043-202-5133

民間企業の実雇用率は4年連続上昇し、1.52%（全国1.59%）に

—平成20年6月1日現在の障害者の雇用状況について—

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めている。

千葉労働局では、今般、平成20年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

◎ポイント

【民間企業（56人以上規模の企業）】

- ・ 雇用障害者数（注）は、前年に比べて296人（5.5%）増加し、約5千7百人となった。
- ・ 実雇用率は、1.52%となり、4年連続で上昇（前年比0.02ポイント上昇）した。
- ・ 中小企業の実雇用率は、大企業に比べ改善したものの、依然として低い状況にある。特に、100人～299人規模の企業は実雇用率1.28%と、規模別で最も低い水準にある。
- ・ 1,000人以上規模の企業については、実雇用率が最も高い水準（1.75%）にあるものの0.03ポイント低下した。
- ・ 産業別では、全体として改善傾向にあるが、建設業が大きく低下した。

【公的機関（2.1%適用機関）】

- ・ 市町村機関では、82.8%（2.6ポイント上昇）の機関が達成した。

（注）障害者の数のカウントについては、別紙「◎法定雇用率」（4ページ）の※を参照のこと。

このような状況を踏まえ、千葉労働局としては、

- ・ 民間企業については、全国統一した基準に基づいて厳正な指導を継続していくこととする。
- ・ 公的機関についても、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関については、労働局長等から機関のトップ等に対して、呼び出し等による指導を行うこととする。

1 民間企業における雇用状況

実雇用率は4年連続上昇し1.52%、雇用障害者数は5,726.5人

民間企業数（常用労働者数56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）は、1,626社で、前年（1,572社）より3.4%（54社）増加し、雇用障害者数は5,726.5人で、前年（5,430.5人）より5.5%（296.0人）増加した。

障害種別の雇用状況は、身体障害者は4,394人（76.7%）、知的障害者1,220人（21.3%）、精神障害者112.5人（2.0%）であった。

実雇用率は、4年連続の上昇で1.52%となり、前年（1.50%）より0.02ポイント上昇した。

法定雇用率達成企業の割合は47.7%と前年（45.0%）より2.7ポイント上昇した。

【第1表(1)・(2)】

規模別の実雇用率は大企業ほど高く、雇用障害者数は約300人増加

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、300～499人規模を除く企業規模で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.52%）と比較すると、300～499人規模企業（1.54%）、500～999人規模企業（1.66%）、1,000人以上企業規模（1.75%）では上回ったが、56～99人規模企業（1.33%）、100～299人規模企業（1.28%）では下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、300～499人規模企業（47.3%→45.4%）で前年より低下したものの、それ以外の企業規模ではすべて上昇した。

障害種別の雇用割合では、身体障害者は100～299人規模企業（82.1%）、知的障害者は56～99人規模企業（32.9%）、精神障害者は100～299人及び300～499人規模企業（2.3%）で最も高い割合であった。

【第2表(1)、第1図、第3表(1)】

産業別の実雇用率は、製造業、金融・保険・不動産業で高い水準

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、農業、建設業、サービス業以外の業種で前年より増加した。

民間企業全体の実雇用率（1.52%）と比較すると、製造業（1.74%）、金融・保険・不動産業（1.64%）、電気・ガス・熱供給・水道業（1.62%）、運輸業（1.55%）では上回ったが、それ以外の業種では下回った。

障害種別の雇用割合は、身体障害者は電気・ガス・熱供給・水道業（100.0%）、知的障害者は飲食店・宿泊業（31.3%）、精神障害者は情報通信業（3.7%）で最も高い割合であった。

【第2表(2)、第2図、第3表(2)】

2 地方公共団体における在職状況

県の機関（法定雇用率 2.1%適用）は、すべての機関で法定雇用率を達成

法定雇用率 2.1%が適用される県の機関（48 人以上の機関）に在職している障害者の数は 314.0 人で、実雇用率は 2.44%と前年より 0.07 ポイント上昇した。法定雇用率達成機関の割合は 100.0%であった。

障害種別の在職割合は、身体障害者が 96.5%、知的障害者が 3.2%、精神障害者が 0.3%となっており、前年に比べ知的障害者の割合が増加している。

一方、法定雇用率 2.0%が適用される厚生労働大臣の指定する県の教育委員会（50 人以上の機関）に在職している障害者の数は 338.0 人で、実雇用率は 1.48%と前年より 0.16 ポイント上昇した。

障害種別割合は、身体障害者が 99.1%を占めていた。

【第 4 表 1・2、第 6 表(1)・(2)・(3)】

市町村の実雇用率は、法定雇用率 2.1%適用機関で同率、2.0%適用機関で上昇

法定雇用率 2.1%が適用される市町村の機関（48 人以上の機関）に在職している障害者は 829.0 人で、実雇用率は 2.14%と前年と同率であった。法定雇用率達成機関の割合は 82.8%と前年（80.2%）より 2.6 ポイント上昇した（99 機関中 82 機関が達成）。

障害種別の在職割合は、身体障害者が 98.2%、知的障害者が 1.2%、精神障害者が 0.6%となっており、前年に比べ知的障害者割合が増加している。

一方、法定雇用率 2.0%が適用される厚生労働大臣の指定する市町村の教育委員会（50 人以上の機関）に在職している障害者は 109.0 人で、実雇用率は 1.98%となり、前年より 0.3 ポイント上昇した。法定雇用率達成機関の割合は 83.3%で、前年より 33.3 ポイント上昇した（6 機関中 5 機関が達成）。

障害種別の在職割合は、身体障害者が 97.2%、知的障害者が 0.9%、精神障害者が 1.8%であった。

【第 5 表(1)・(2)、第 6 表(5)・(6)】

3 特殊法人における雇用状況

実雇用率は前年より上昇、地方独立行政法人等はすべて法定雇用率達成

特殊法人に雇用されている障害者の数は 39.0 人で、実雇用率は 1.34%と前年より 0.17 ポイント低下した。法定雇用率達成法人の割合は 60.0%で前年と同率であった。（5 法人中 3 法人が達成、うち地方独立行政法人等は 2 法人全て達成）。

障害種別の雇用割合は、身体障害者が 82.1%、知的障害者及び精神障害者が 17.9%であった。

【第 1 表(1)・(2)、第 6 表(4)】

◎ 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた雇用率は以下のとおりであり、民間企業、国・地方公共団体は、それぞれその割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

イ 民間企業	一般の民間企業	1.8%
	(常用労働者数56人以上規模の企業)	
	特殊法人	2.1%
	(常用労働者数48人以上規模の特殊法人及び独立行政法人)	
ロ 国、地方公共団体 (ハを除く)		2.1%
	(職員数48人以上規模の機関)	
ハ 厚生労働大臣の指定する教育委員会		2.0%
	(職員数50人以上規模の機関)	

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

また、短時間労働者は、原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

第1表 民間企業における障害者の雇用状況〔20年度〕

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 $D \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度障害者	B. A以外の障害者	C. 精神障害者である短時間労働者の数	D. 障害者数の計 $A \times 2 + B + C \times 0.5$			
一般の民間企業	企業 1,626	人 375,756	人 1,456	人 2,791	人 47	人 5,726.5	% 1.52	企業 775	% 47.7
[1.8%]	(1,572)	(361,206)	(1,384)	(2,647)	(31)	(5,430.5)	(1.50)	(707)	(45.0)
特殊法人等	法人 5	人 2,920	人 10	人 19	人 0	人 39.0	% 1.34	法人 3	% 60.0
[2.1%]	(5)	(2,785)	(11)	(20)	(0)	(42.0)	(1.51)	(3)	(60.0)

- (注) 1 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 障害者数の計とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 A欄の「重度障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上）」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 4 短時間労働者とは、原則として雇用保険の短時間労働者となる方で、少なくとも次の要件に該当する。
 ・ 1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満であること。
 ・ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
- 5 特殊法人等とは、2.1%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。
- 6 () 内は、平成19年6月1日現在の数値である。
- 7 割合の計算は小数点以下第2位を四捨五入した。

(2) 障害種別雇用状況

区分	① D. 障害者数の計	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
		A. 重度障害者	B. A以外の障害者	C. 計		A. 重度障害者	B. A以外の障害者	C. 計		E. 精神障害者の数	F. 精神障害者である短時間労働者の数	G. 計		
				A×2+B	④に占める割合			A×2+B	④に占める割合			E+F×0.5	④に占める割合	
一般の民間企業	人 5,726.5	人 1,240	人 1,914	人 4,394	% 76.7	人 216	人 788	人 1,220	% 21.3	人 89	人 47	人 112.5	% 2.0	
[1.8%]	(5,430.5)	(1,166)	(1,903)	(4,235)	(78.0)	(218)	(697)	(1,133)	(20.9)	(47)	(31)	(62.5)	(1.2)	
特殊法人等	人 39.0	人 10	人 12	人 32	% 82.1	人 0	人 3	人 3	% 7.7	人 4	人 0	人 4.0	% 10.3	
[2.1%]	(42.0)	(11)	(14)	(36)	(85.7)	(0)	(3)	(3)	(7.1)	(3)	(0)	(3.0)	(7.1)	

- (注) 1 第1表(1)概況(注)2~7と同じ

第2表 企業規模別・産業別の雇用状況

(1) 規模別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 D÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度障害者	B. A以外の障害者	C. 精神障害者である短時間労働者の数	D. 障害者数の計 A×2+B+C×0.5			
規模計	企業 1,626 (1,572)	人 375,756 (361,206)	人 1,456 (1,384)	人 2,791 (2,647)	人 47 (31)	人 5,726.5 (5,430.5)	% 1.52 (1.50)	企業 775 (707)	% 47.7 (45.0)
56～99人	企業 598 (569)	人 43,919 (42,272)	人 134 (110)	人 316 (309)	人 0 (1)	人 584.0 (529.5)	% 1.33 (1.25)	企業 264 (244)	% 44.1 (42.9)
100～299人	756 (742)	110,761 (109,284)	342 (313)	733 (704)	10 (14)	1,422.0 (1,337.0)	1.28 (1.22)	385 (346)	50.9 (46.6)
300～499人	130 (131)	43,227 (43,970)	173 (184)	320 (314)	3 (0)	667.5 (682.0)	1.54 (1.55)	59 (62)	45.4 (47.3)
500～999人	95 (88)	58,346 (55,677)	255 (248)	452 (421)	9 (5)	966.5 (919.5)	1.66 (1.65)	48 (39)	50.5 (44.3)
1,000人以上	47 (42)	119,503 (110,003)	552 (529)	970 (899)	25 (11)	2,086.5 (1,962.5)	1.75 (1.78)	19 (16)	40.4 (38.1)

(注) 第1表(1)と同じ

(2) 産業別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 D÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度障害者	B. A以外の障害者	C. 精神障害者である短時間労働者の数	D. 障害者数の計 A×2+B+C×0.5			
産業計	企業 1,626 (1,572)	人 375,756 (361,206)	人 1,456 (1,384)	人 2,791 (2,647)	人 47 (31)	人 5,726.5 (5,430.5)	% 1.52 (1.50)	企業 775 (707)	% 47.7 (45.0)
農業	企業 4 (4)	人 519 (522)	人 1 (1)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 7.0 (7.0)	% 1.35 (1.34)	企業 2 (2)	% 50.0 (50.0)
建設業	40 (38)	4,073 (5,812)	10 (28)	22 (43)	0 (0)	42.0 (99.0)	1.03 (1.70)	18 (17)	45.0 (44.7)
製造業	384 (372)	76,918 (75,426)	356 (330)	624 (632)	0 (0)	1,336.0 (1,292.0)	1.74 (1.71)	225 (210)	58.6 (56.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	6 (5)	1,789 (1,766)	9 (7)	11 (13)	0 (0)	29.0 (27.0)	1.62 (1.53)	2 (1)	33.3 (20.0)
情報通信業	49 (38)	8,616 (6,207)	30 (16)	35 (24)	1 (0)	95.5 (56.0)	1.11 (0.90)	11 (7)	22.4 (18.4)
運輸業	152 (149)	29,547 (28,560)	108 (103)	237 (224)	9 (4)	457.5 (432.0)	1.55 (1.51)	69 (64)	45.4 (43.0)
卸売・小売業	264 (263)	103,563 (98,827)	371 (357)	819 (742)	25 (11)	1,573.5 (1,461.5)	1.52 (1.48)	100 (98)	37.9 (37.3)
金融・保険・不動産業	45 (42)	18,685 (16,847)	96 (86)	114 (94)	0 (0)	306.0 (266.0)	1.64 (1.58)	22 (16)	48.9 (38.1)
飲食店・宿泊業	40 (43)	11,977 (11,399)	31 (27)	82 (86)	0 (0)	144.0 (140.0)	1.20 (1.23)	12 (13)	30.0 (30.2)
医療・福祉	279 (262)	40,615 (37,766)	135 (126)	312 (271)	8 (12)	586.0 (529.0)	1.44 (1.40)	149 (134)	53.4 (51.1)
教育・学習支援業	42 (37)	7,756 (6,887)	28 (21)	59 (44)	1 (1)	115.5 (86.5)	1.49 (1.26)	23 (17)	54.8 (45.9)
複合サービス事業	34 (32)	6,605 (6,358)	21 (18)	54 (54)	0 (0)	96.0 (90.0)	1.45 (1.42)	18 (16)	52.9 (50.0)
サービス業	287 (287)	65,093 (64,829)	260 (264)	417 (415)	3 (3)	938.5 (944.5)	1.44 (1.46)	124 (112)	43.2 (39.0)

(注) 第1表(1)と同じ

第3表 企業規模別・産業別の障害種別雇用状況

(1) 規模別

区分	① D. 障害者 数の計	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
		A. 重度 障害者	B. A以外 の障害者	C. 計		A. 重度 障害者	B. A以外 の障害者	C. 計		E. 精神 障害者 の数	F. 精神 障害者で ある短時 間労働者 の数	G. 計	
				A×2 +B	①に 占める 割合			A×2 +B	①に 占める 割合			E+F ×0.5	①に 占める 割合
規模計	人 5,726.5 (5,430.5)	人 1,240 (1,166)	人 1,914 (1,903)	人 4,394 (4,235)	% 76.7 (78.0)	人 216 (218)	人 788 (697)	人 1,220 (1,133)	% 21.3 (20.9)	人 89 (47)	人 47 (31)	人 112.5 (62.5)	% 2.0 (1.2)
56~99	人 584.0 (529.5)	人 92 (75)	人 202 (190)	人 386 (340)	% 66.1 (64.2)	人 42 (35)	人 108 (113)	人 192 (183)	% 32.9 (34.6)	人 6 (6)	人 0 (1)	人 6.0 (6.5)	% 1.0 (1.2)
100~299	人 1,422.0 (1,337.0)	人 310 (273)	人 547 (535)	人 1,167 (1,081)	% 82.1 (80.9)	人 32 (40)	人 159 (150)	人 223 (230)	% 15.7 (17.2)	人 27 (19)	人 10 (14)	人 32.0 (26.0)	% 2.3 (1.9)
300~499	人 667.5 (682.0)	人 157 (167)	人 231 (235)	人 545 (569)	% 81.6 (83.4)	人 16 (17)	人 75 (74)	人 107 (108)	% 16.0 (15.8)	人 14 (5)	人 3 (0)	人 15.5 (5.0)	% 2.3 (0.7)
500~999	人 966.5 (919.5)	人 228 (216)	人 311 (315)	人 767 (747)	% 79.4 (81.2)	人 27 (32)	人 132 (102)	人 186 (166)	% 19.2 (18.1)	人 9 (4)	人 9 (5)	人 13.5 (6.5)	% 1.4 (0.7)
1,000人 以上	人 2,086.5 (1,962.5)	人 453 (435)	人 623 (628)	人 1,529 (1,498)	% 73.3 (76.3)	人 99 (94)	人 314 (258)	人 512 (446)	% 24.5 (22.7)	人 33 (13)	人 25 (11)	人 45.5 (18.5)	% 2.2 (0.9)

(注) 第1表(2)と同じ

(2) 産業別

区分	① D. 障害者 数の計	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
		A. 重度 障害者	B. A以外 の障害者	C. 計		A. 重度 障害者	B. A以外 の障害者	C. 計		E. 精神 障害者 の数	F. 精神 障害者で ある短時 間労働者 の数	G. 計	
				A×2 +B	①に 占める 割合			A×2 +B	①に 占める 割合			E+F ×0.5	①に 占める 割合
産業計	人 5,726.5 (5,430.5)	人 1,240 (1,166)	人 1,914 (1,903)	人 4,394 (4,235)	% 76.7 (78.0)	人 216 (218)	人 788 (697)	人 1,220 (1,133)	% 21.3 (20.9)	人 89 (47)	人 47 (31)	人 112.5 (62.5)	% 2.0 (1.2)
農業	人 7.0 (7.0)	人 1 (1)	人 4 (4)	人 6 (6)	% 85.7 (85.7)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 1 (1)	% 14.3 (14.3)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	% 0.0 (0.0)
建設業	人 42.0 (99.0)	人 9 (27)	人 22 (43)	人 40 (97)	% 95.2 (98.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 2 (2)	% 4.8 (2.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	% 0.0 (0.0)
製造業	人 1,336.0 (1,292.0)	人 306 (288)	人 424 (429)	人 1,036 (1,005)	% 77.5 (77.8)	人 50 (42)	人 181 (191)	人 281 (275)	% 21.0 (21.3)	人 19 (12)	人 0 (0)	人 19.0 (12.0)	% 1.4 (0.9)
電気・ガス・熱 供給・水道業	人 29.0 (27.0)	人 9 (7)	人 11 (13)	人 29 (27)	% 100.0 (100.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	% 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	% 0.0 (0.0)
情報通信業	人 95.5 (56.0)	人 30 (16)	人 29 (24)	人 89 (56)	% 93.2 (100.0)	人 0 (0)	人 3 (0)	人 3 (0)	% 3.1 (0.0)	人 3 (0)	人 1 (0)	人 3.5 (0.0)	% 3.7 (0.0)
運輸業	人 457.5 (432.0)	人 98 (92)	人 183 (185)	人 379 (369)	% 82.8 (85.4)	人 10 (11)	人 46 (36)	人 66 (58)	% 14.4 (13.4)	人 8 (3)	人 9 (4)	人 12.5 (5.0)	% 2.7 (1.2)
卸売・小売業	人 1,573.5 (1,461.5)	人 312 (294)	人 512 (490)	人 1,136 (1,078)	% 72.2 (73.8)	人 59 (63)	人 281 (239)	人 399 (365)	% 25.4 (25.0)	人 26 (13)	人 25 (11)	人 38.5 (18.5)	% 2.4 (1.3)
金融・保険・ 不動産業	人 306.0 (266.0)	人 95 (85)	人 101 (90)	人 291 (260)	% 95.1 (97.7)	人 1 (1)	人 7 (3)	人 9 (5)	% 2.9 (1.9)	人 6 (1)	人 0 (0)	人 6.0 (1.0)	% 2.0 (0.4)
飲食店・ 宿泊業	人 144.0 (140.0)	人 25 (20)	人 47 (50)	人 97 (90)	% 67.4 (64.3)	人 6 (7)	人 33 (35)	人 45 (49)	% 31.3 (35.0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 2.0 (1.0)	% 1.4 (0.7)
医療・福祉	人 586.0 (529.0)	人 121 (111)	人 216 (203)	人 458 (425)	% 78.2 (80.3)	人 14 (15)	人 83 (58)	人 111 (88)	% 18.9 (16.6)	人 13 (10)	人 8 (12)	人 17.0 (16.0)	% 2.9 (3.0)
教育・ 学習支援業	人 115.5 (86.5)	人 28 (21)	人 56 (44)	人 112 (86)	% 97.0 (99.4)	人 0 (0)	人 2 (0)	人 2 (0)	% 1.7 (0.0)	人 1 (0)	人 1 (1)	人 1.5 (0.5)	% 1.3 (0.6)
複合 サービス事業	人 96.0 (90.0)	人 19 (14)	人 42 (43)	人 80 (71)	% 83.3 (78.9)	人 2 (4)	人 11 (10)	人 15 (18)	% 15.6 (20.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 1.0 (1.0)	% 1.0 (1.1)
サービス業	人 938.5 (944.5)	人 187 (190)	人 267 (285)	人 641 (665)	% 68.3 (70.4)	人 73 (74)	人 140 (124)	人 286 (272)	% 30.5 (28.8)	人 10 (6)	人 3 (3)	人 11.5 (7.5)	% 1.2 (0.8)

(注) 第1表(2)と同じ

第4表 千葉県における障害者の在職状況

1. 法定雇用率2.1%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 D/②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 精神障害者である短時間労働者の数	D. 障害者数の計 A×2+B+C×0.5			
計	8	12,862	90	134	0	314.0	2.44	8	100
千葉県知事部局	1	8,783	65	81	0	211.0	2.40	1	100
その他の県の機関	7	4,079	25	53	0	103.0	2.53	7	100

- (注) 1. 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
2. 障害者の数とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
3. A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者の数が含まれている。
4. 法定雇用率達成とは、不足数(②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から③欄の障害者数の数を減じて得た数)が0.0となることをいう。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者数の計	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	E. 精神障害者の数	F. 精神障害者である短時間労働者の数	C. 計 E+F×0.5
千葉県知事部局	211.0	61	79	201	4	2	10	0	0	0.0
その他の県の機関	103.0	25	52	102	0	0	0	1	0	1.0

(注) 第4表(1)概況(注)2~3と同じ

2. 法定雇用率2.0%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 D/②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 精神障害者である短時間労働者の数	D. 障害者数の計 A×2+B+C×0.5			
千葉県教育委員会	1	22,851	109	120	0	338.0	1.48	0	0

(注) 第4表(1)概況(注)と同じ

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者数の計	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	E. 精神障害者の数	F. 精神障害者である短時間労働者の数	C. 計 E+F×0.5
千葉県教育委員会	338.0	109	117	335	0	1	1	2	0	2.0

(注) 第4表(1)概況(注)2~3と同じ

第5表 県内市町村等の機関における障害者の在職状況

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 D/②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者 (1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 精神障害者である短時間労働者の数	D. 障害者数の計 A×2+B+C×0.5			
法定雇用率2.1%が適用される機関	機関	人	人	人	人	人	%	機関	%
	99	38,661	218	393	0	829.0	2.14	82	82.8
	(101)	(39,282)	(224)	(392)	(2)	(841.0)	(2.14)	(81)	(80.2)
法定雇用率2.0%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	機関	人	人	人	人	人	%	機関	%
	6	5,494	29	51	0	109.0	1.98	5	83.3
	(6)	(5,524)	(23)	(47)	(0)	(93.0)	(1.68)	(3)	(50.0)

- (注) 1 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 障害者の数とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 4 「厚生労働大臣の指定する教育委員会」は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書の規定に基づき、同条ただし書の厚生労働大臣の指定する教育委員会を定める件（平成11年労働省告示第33号）に定める教育委員会とする。
- 5 法定雇用率2.1%が適用される機関とは、市町村の行政機関等である。
- 6 ()内は、平成19年6月1日現在の数値である。
- 7 割合の計算は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者数の計	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
		A. 重度障害者 (1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計		A. 重度障害者 (1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計		E. 精神障害者の数	F. 精神障害者である短時間労働者の数	C. 計	
				A×2+B	①に占める割合			A×2+B	①に占める割合			E+F×0.5	①に占める割合
法定雇用率2.1%が適用される機関	人	人	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	%
	829.0	218	378	814	98.2	0	10	10	1.2	5	0	5.0	0.6
	(841.0)	(224)	(380)	(828)	(98.5)	(0)	(8)	(8)	(1.0)	(4)	(2)	(5.0)	(0.6)
法定雇用率2.0%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	人	人	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	%
	109.0	29	48	106	97.2	0	1	1	0.9	2	0	2.0	1.8
	(93.0)	(23)	(46)	(92)	(98.9)	(0)	(1)	(1)	(1.1)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)

(注) 第5表(1)概況(注)2~7と同じ

第6表 地方公共団体等の機関における障害者の在職状況

(1) 都道府県知事部局の状況 (法定雇用率2.1%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
	人	人	%	人	
合計	8,783	211.0	2.40	0.0	
千葉県	8,783	211.0	2.40	0.0	

(2) 都道府県機関(警察、企業局、議会事務局等)の状況 (法定雇用率2.1%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
	人	人	%	人	
合計	4,079	103.0	2.53	0.0	
千葉県企業庁	464	18.0	3.88	0.0	
千葉県水道局	995	23.0	2.31	0.0	
千葉県病院局	760	19.0	2.50	0.0	
千葉県議会事務局	58	2.0	3.45	0.0	
北千葉広域水道企業団	84	2.0	2.38	0.0	
君津広域水道企業団	67	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,651	38.0	2.30	0.0	

(3) 都道府県教育委員会の状況 (法定雇用率2.0%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
	人	人	%	人	
合計	22,851	338.0	1.48	119.0	
千葉県	22,851	338.0	1.48	119.0	

(4) 県内特殊法人等の状況 (法定雇用率2.1%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
	人	人	%	人	
合計	170	4.0	2.35	0.0	
千葉県住宅供給公社	120	3.0	2.50	0.0	
千葉県土地開発公社	50	1.0	2.00	0.0	

※注) 地方独立行政法人等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第8号から第9号までの法人である。
 なお、同令別表第2の第1号から第7号までの法人については、厚生労働省発表。

(5) 県内市町村等の機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
	人	人	%	人	
合計	38,661	829.0	2.14	31.0	
千葉市	4,649	107.0	2.30	0.0	
銚子市	467	11.0	2.36	0.0	注5
市川市	2,071	44.0	2.12	0.0	
船橋市	2,397	51.0	2.13	0.0	
館山市	310	5.0	1.61	1.0	
木更津市	616	12.0	1.95	0.0	
松戸市	1,661	42.0	2.53	0.0	
野田市	692	15.0	2.17	0.0	
茂原市	511	12.0	2.35	0.0	
成田市	710	16.0	2.25	0.0	
佐倉市	780	18.0	2.31	0.0	
東金市	345	4.0	1.16	3.0	
旭市(認定)	616	13.0	2.11	0.0	注4
習志野市	666	13.0	1.95	0.0	
柏市	1,432	32.0	2.23	0.0	

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
勝浦市	187	1.0	0.53	2.0	
市原市	1,351	29.0	2.15	0.0	
流山市	651	12.0	1.84	1.0	注6
八千代市(認定)	1,045	24.0	2.30	0.0	注4
我孫子市	551	13.0	2.36	0.0	
鴨川市	348	7.0	2.01	0.0	
鎌ヶ谷市(認定)	536	15.0	2.80	0.0	注4
君津市(認定)	733	20.0	2.73	0.0	注4
富津市	345	6.0	1.74	1.0	注7
浦安市	734	17.0	2.32	0.0	
四街道市	428	4.0	0.93	4.0	
袖ヶ浦市	362	7.0	1.93	0.0	
八街市	400	10.0	2.50	0.0	
印西市	372	6.0	1.61	1.0	
白井市	296	7.0	2.36	0.0	
富里市	289	6.0	2.08	0.0	
南房総市	496	6.0	1.21	4.0	
匝瑳市(認定)	385	9.0	2.34	0.0	注4
香取市	648	13.0	2.01	0.0	
山武市	410	9.0	2.20	0.0	
いすみ市	404	9.0	2.23	0.0	
酒々井町	156	2.0	1.28	1.0	
印旛村(認定)	130	3.0	2.31	0.0	注4
本埜村	65	1.0	1.54	0.0	
栄町(認定)	215	5.0	2.33	0.0	注4
神崎町	60	1.0	1.67	0.0	
多古町	182	4.0	2.20	0.0	
東庄町	124	2.0	1.61	0.0	
大網白里町(認定)	508	13.0	2.56	0.0	注4
九十九里町	131	1.0	0.76	1.0	
芝山町	90	0.0	0.00	1.0	
横芝光町	225	4.0	1.78	0.0	
一宮町	114	2.0	1.75	0.0	
睦沢町	102	2.0	1.96	0.0	
長生村	105	2.0	1.90	0.0	
白子町	145	2.0	1.38	1.0	
長柄町	91	1.0	1.10	0.0	
長南町	125	2.0	1.60	0.0	
大多喜町	221	4.0	1.81	0.0	
御宿町	121	3.0	2.48	0.0	
鋸南町	65	0.0	0.00	1.0	
市川市教育委員会	479	10.0	2.09	0.0	
館山市教育委員会	56	1.0	1.79	0.0	
木更津市教育委員会	163	0.0	0.00	3.0	
野田市教育委員会	137	7.0	5.11	0.0	
茂原市教育委員会	106	3.0	2.83	0.0	
成田市教育委員会	167	3.0	1.80	0.0	
佐倉市教育委員会	180	3.0	1.67	0.0	
東金市教育委員会	84	2.0	2.38	0.0	
市原市教育委員会	236	5.0	2.12	0.0	
流山市教育委員会	151	8.0	5.30	0.0	注6
我孫子市教育委員会	122	3.0	2.46	0.0	
鴨川市教育委員会	72	1.0	1.39	0.0	
富津市教育委員会	89	4.0	4.49	0.0	注7
浦安市教育委員会	272	6.0	2.21	0.0	
四街道市教育委員会	88	3.0	3.41	0.0	
袖ヶ浦市教育委員会	92	3.0	3.26	0.0	
八街市教育委員会	109	4.0	3.67	0.0	
印西市教育委員会	105	2.0	1.90	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
白井市教育委員会	83	2.0	2.41	0.0	
富里市教育委員会	76	1.0	1.32	0.0	
南房総市教育委員会	113	3.0	2.65	0.0	
香取市教育委員会	164	4.0	2.44	0.0	
山武市教育委員会	99	1.0	1.01	1.0	注8
いすみ市教育委員会	101	2.0	1.98	0.0	
東葛中部地区総合開発事務組合	95	2.0	2.11	0.0	
香取広域市町村圏事務組合	63	1.0	1.59	0.0	
山武郡市広域水道企業団	57	2.0	3.51	0.0	
四市複合事務組合	72	2.0	2.78	0.0	
長生郡市広域市町村圏組合	240	5.0	2.08	0.0	
山武郡市広域行政組合	87	1.0	1.15	0.0	
九十九里地域水道企業団	88	1.0	1.14	0.0	
鋸南地区環境衛生組合	48	2.0	4.17	0.0	
浦安市・市川市病院組合	131	4.0	3.05	0.0	
香取市東庄町病院組合	118	4.0	3.39	0.0	
総合病院国保旭中央病院	1,098	19.0	1.73	4.0	
組合立国保成東病院	137	2.0	1.46	0.0	
国保国吉病院組合	124	3.0	2.42	0.0	
君津中央病院企業団	380	8.0	2.11	0.0	
銚子市病院事業	91	1.0	1.10	0.0	
木更津市水道事業	52	1.0	1.92	0.0	
松戸市病院事業	388	7.0	1.80	1.0	注9
習志野市企業局	104	2.0	1.92	0.0	
柏市水道事業	75	2.0	2.67	0.0	

(6) 県内市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.0%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	5,494	109.0	1.98	2.0	
千葉市教育委員会	3,477	69.0	1.98	0.0	
銚子市教育委員会	219	5.0	2.28	0.0	注5
船橋市教育委員会	655	13.0	1.98	0.0	
松戸市教育委員会	521	8.0	1.54	2.0	
習志野市教育委員会	271	5.0	1.85	0.0	
柏市教育委員会	351	9.0	2.56	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 銚子市は、銚子市教育委員会と特例認定を受けた。この結果、障害者の数は16人、実雇用率2.25%、不足数0.0人となった。

注6 流山市は、流山市教育委員会と特例認定を受けた。この結果、障害者の数は20人、実雇用率2.52%、不足数0.0人となった。

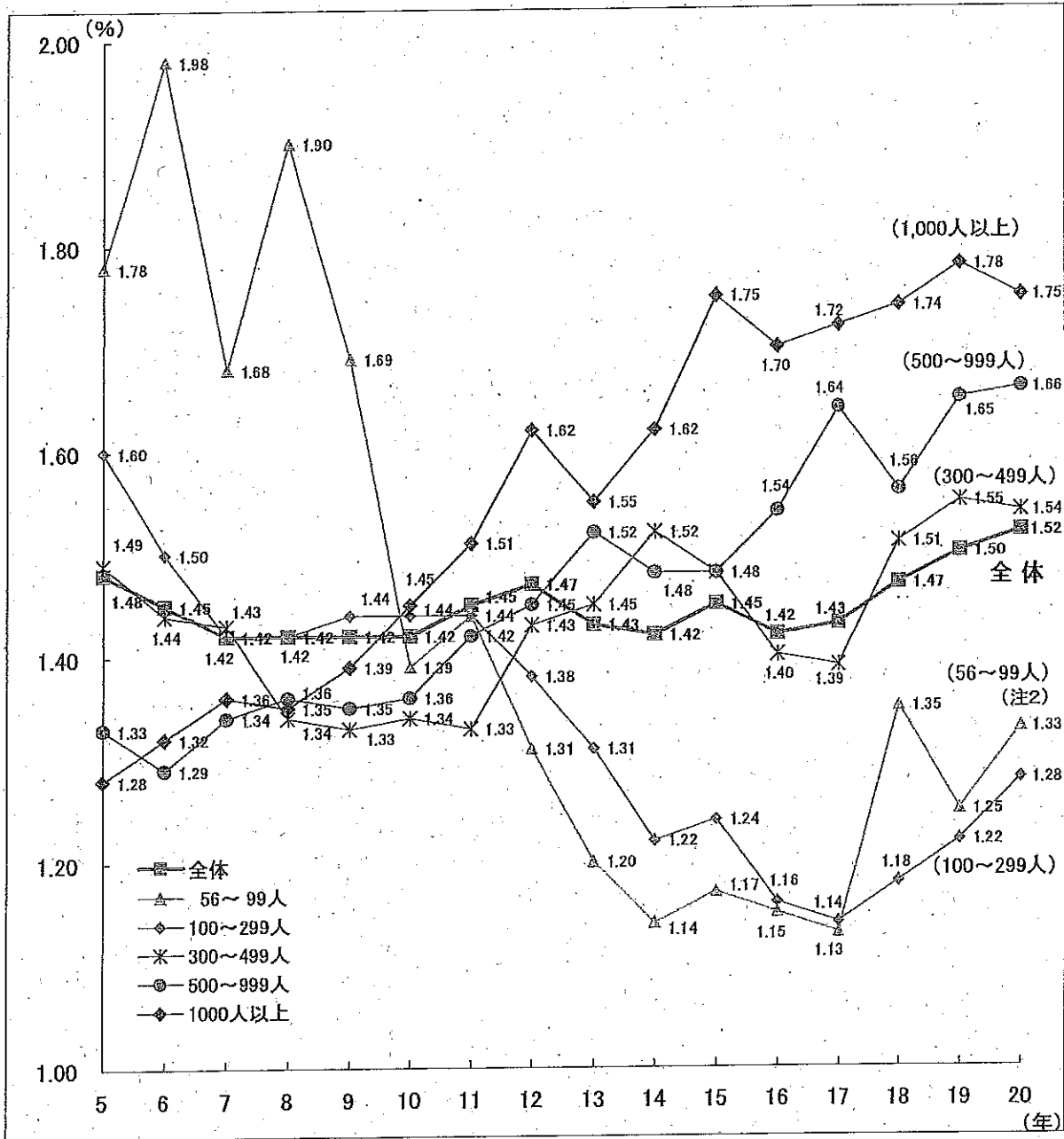
注7 富津市は、富津市教育委員会と特例認定を受けた。この結果、障害者の数は10人、実雇用率2.23%、不足数0.0人となった。

注8 山武市教育委員会においては、9月1日現在、障害者の数は1人、実雇用率1.06%、不足数0.0人となっている。

注9 松戸市病院事業においては、9月14日現在、障害者の数は9人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。

第1図 民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在

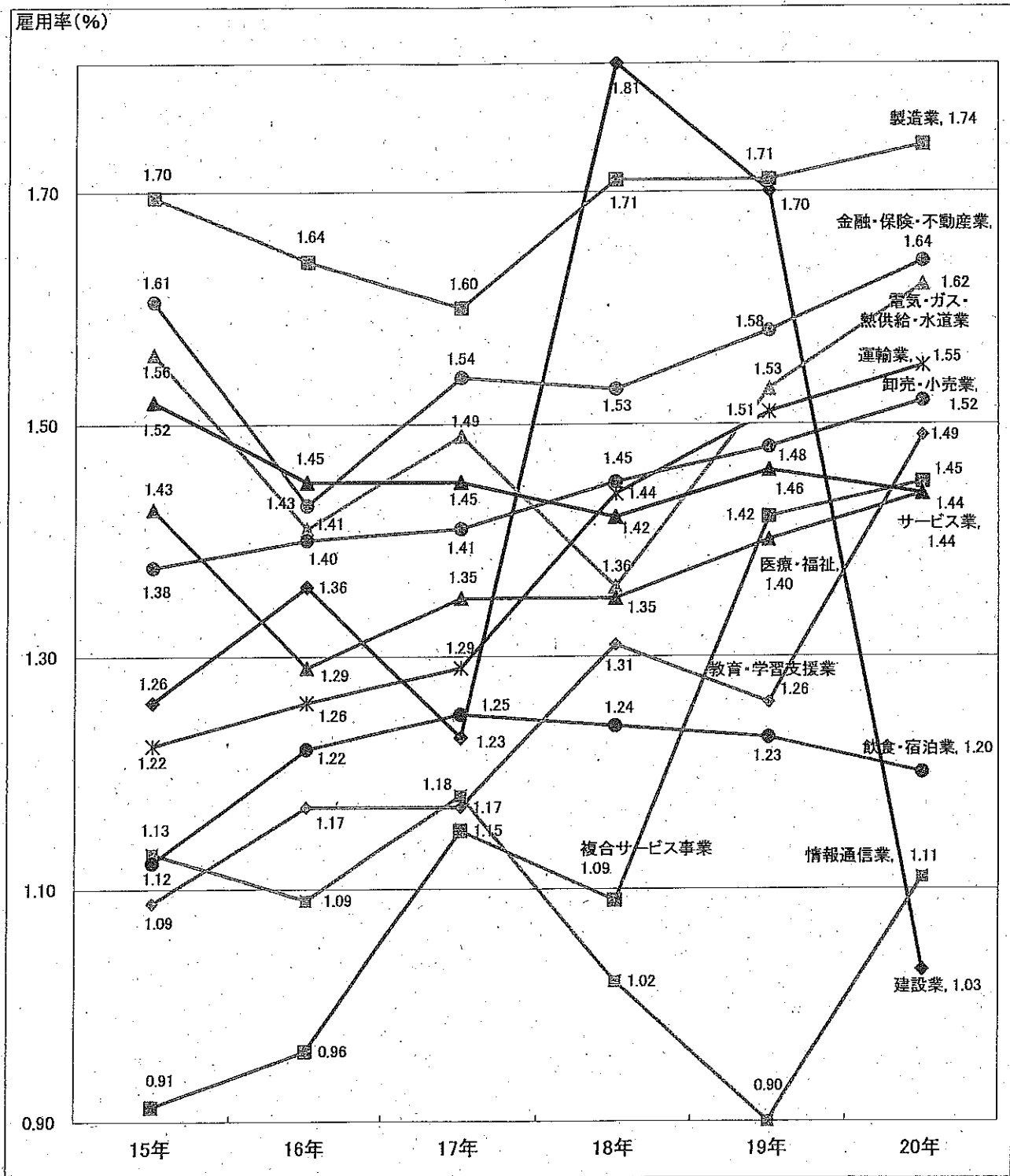


注1 障害者数とは次に掲げる者の合計。
 平成5年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
 平成18年～ 精神障害者及び精神障害者である短時間労働者が算入される
 （短時間精神障害者は0.5ポイントで算出）

注2 平成5年から平成10年までは「63～99人」。

第2図 民間企業における産業別障害者の実雇用率

各年6月1日現在



注1 障害者とは、次に掲げる者の合計。

平成5年～ 身体障害者（重度身体障害者は1名を2ポイントでカウント）、
知的障害者（重度知的障害者は1名を2ポイントでカウント）、
重度身体障害者又は、重度知的障害者である短時間労働者。

平成18年～ 精神障害者（精神障害者である短時間労働者は1名を0.5ポイントでカウント）
が、算入される。

注2 グラフ作成上、企業数が5未満の農、林、漁業及び鉱業は除いている。